

平取町
水道スマートメーター導入事業に係る
公募型プロポーザル
実施要領

※本プロポーザルは、平取町令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、平取町議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

1 事業の概要

(1) 事業名

平取町水道スマートメーター導入事業に係る公募型プロポーザル

(2) 事業内容

- ① 通信端末の調達（資機材含む）
- ② 自動検針システムの導入、初期設定
- ③ Web 通知システムの導入、初期設定

(3) 実施箇所

平取町役場

2 目的

平取町の状況として、昭和35年の13,387人で人口のピークを迎えてから毎年人口が減少しており、それに伴い水道料金収入も減少している。また、検針員の担い手不足や資材費高騰による水道メーター取替等の建設改良費の増加などの問題がある。本事業は、サービス悪化とコスト増加の問題を解決すべく水道スマートメーターを導入し、将来起こりうる問題に対応出来るように安定した事業の経営基盤を整備するものである。また、町民がWeb上で検針値と料金を毎月確認できるWeb通知システムを導入し、町民の利便性向上を図る。

ついては、プロポーザル方式により、優れた提案を求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリングの内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本事業の受託者として選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3 提案上限額

本事業に契約上限額は次のとおりとする。

予算上限額 35,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

うち、水道スマートメーター導入事業費上限額 32,450,000 円

通信料上限額 3,250,000 円

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 平取町に入札参加資格に登録している者（以下「有資格者」という。）であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和2年4月1日以降に地方公共団体が発注した同種の業務の履行実績があること。

5 実施スケジュール

当プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

- (1) 公募要領等の公告・HP公表
令和7年10月29日（水）

- (2) 質問書の提出期間
令和7年11月5日（水）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答
令和7年11月11日（火）まで
- (4) 参加表明書受付期間
令和7年11月12日（水）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知
令和7年11月14日（金）まで
- (6) 提案書の提出期間
令和7年11月21日（金）まで
- (6) 一次審査結果の通知
令和7年11月27日（木）まで
- (7) 選定委員会（プレゼンテーション）
令和7年12月1日（月）予定
- (8) 審査結果の通知
令和7年12月2日（火）予定

6 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
上記提出期限までに、文書（A4判、書式自由）により行うものとし、電子メールにて送信すること。
- (2) 質問への回答
上記回答期限までに、電子メールにて回答する。

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（別記様式第1号）
 - ②会社の概要がわかる書類（会社のパンフレット等）
 - ③類似業務実績調書（別記様式第2号）
令和2年4月1日以降に道内地方公共団体より受注した業務実績を10件まで記載すること。なお、10件以上ある場合は受注月日新しいものより記載することとし、記載したすべての業務について、実績が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。
- (2) 提出方法
上記提出期限までに、持参または郵送にて提出すること。なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 参加資格確認結果の通知
参加申込者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全申込者に書面により通知する。併せて参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

8 提案書・見積書の提出

- (1) 提出書類（※下記の①～③を合わせたものを提案書一式とする。）

- ①提案提出書（別記様式第5号）
- ②提案書（様式自由）
- ③参考見積書（様式自由・②提案書の巻末に項目を設け見積を記載することでも可）
見積には、単価等の内容がわかる内訳を記載すること。

(2) 提出方法

上記提出期限までに、持参または郵送にて提出すること。なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

データはPDFとし、電子メールで同時に提出すること。

(3) 提出部数

提案書のみ10部、その他1部

提案書の1部は会社名を明記したものとし、9部は無記名かつ会社名が特定されないようにしたものとする。また、データは2種類とも提出すること。

<提案書の記載内容>

番号	項目	記載すべき事項
1	提案要旨	提案における要旨を記載すること。
2	会社情報	会社情報の概要を記載すること。
3	納入実績、入札参加実績	(1) 直近2年間における、道内の地方公共団体への納入実績、入札参加実績を記述すること。(貸出、試験導入等は実績に含めない。) (2) 本導入事業に関連する事業や運用実績、実証試験実績等があれば、併せて記述すること。 (3) その他特筆すべき項目があれば記載
4	導入事業委託実施方針	(1) 事業への理解度 (2) 導入事業実施体制 (3) その他特筆すべき項目があれば記載
5	無線通信端末	設置する無線通信端末に関する提案を以下項目に考慮し具体的に記述すること。 (1) 要旨 (2) 冬季環境下での仕様 (3) 屋外使用における耐久性 (4) 使用可能期間 (5) 設置工法、電池交換手順等 (6) その他特筆すべき項目があれば記載
6	自動検針システム	導入する自動検針システムに関する提案を、以下項目を考慮し具体的に記述すること。 (1) 要旨 (2) システム構成 (3) 機能 (4) 利便性 (5) セキュリティ

		(6) その他特筆すべき項目があれば記載
7	Web 通知システム	導入する Web 通知システムに関する提案を、以下項目を考慮し具体的に記述すること。 (1) 要旨 (2) システム構成 (3) 機能 (4) 利便性 (5) セキュリティ その他特筆すべき項目があれば記載
8	保証・保守体制	以下の内容について企業スタンスなども含め、具体的に記述すること。 (1) 通信端末製品保証 (2) その他特筆すべき項目があれば記載
9	研修・支援	以下の内容について具体的に記述すること。 (1) 導入前後のサポート内容、体制 (2) マニュアル、取扱い説明書の提供 (3) 職員向けシステム操作研修 (4) その他特筆すべき項目があれば記載
10	費用	(1) 見積書に記載された金額内訳についてポイントや補足事項を記述すること (2) その他特筆すべき項目があれば記載

(4) 見積書

本事業に係る費用を以下①～⑤のそれぞれで算出し、⑥の総費用（提案価格）も記載のうえ、見積書を提出すること（任意様式・該当項目がない場合はその理由を記述）。

なお、見積書の見積金額には消費税額を加算すること。

また、別途、⑦8年間のランニングコスト見積もりも提出すること（任意様式・該当項目がない場合にはその理由を記述）。

平取町で選択できるオプションメニュー等がある場合は、初期費用（円・税抜）、およびランニングコスト（円/月・税抜）を見積書の備考欄等に記載すること。

①無線通信端末費用

番号	項目	記載すべき事項
1	無線通信端末合計費用	2,370 台分の合計を算出。
2	無線通信端末取付諸材料 (耐候用結束バンドは工事会社で用意するため見積への記載は不要)	2,370 台分の合計を算出。無線通信端末は、メーターポール等に耐候用結束バンド等で固定のうえ、既存隔測表示器に有線接続することを標準工法とする。
3	無線通信端末設定費用 (セットアップ等)	2,370 台分の合計を算出。
4	無線通信端末回線登録費	2,370 台分の合計を算出。

	用	
5	その他費用	上記以外の費用が発生する場合の費用を算出。
6	無線通信端末費用合計	上記1から5の合計費用を算出。

②自動検針システム導入時費用

番号	項目	記載すべき事項
7	自動検針システム初回セットアップ費用	自動検針システム導入に係る費用を算出。 (LGWAN 接続費用、導入費、セットアップ費用等)
8	自動検針システムアカウント登録費用	自動検針システムアカウント登録に係る費用を算出。
9	料金システム連携費用	当町の料金システムにデータ取り込み (CSV等) する際に自動検針システム側で発生する費用を算出。
10	無線通信端末データ登録費用	2,370台分の無線通信端末データを自動検針システムに登録する際に発生する費用を算出。 (当町の水道メーターと無線通信端末データの突合や登録費用)
11	システムその他費用	自動検針システム導入に関して、上記以外の費用が発生する場合の費用を算出。
12	自動検針システム導入時費用合計	上記7から11の合計費用を算出。

③自動検針システムランニング費用

番号	項目	記載すべき事項
13	自動検針システムランニング合計費用	導入事業年度に発生するランニング費用 (項目は⑦を参照し導入事業期間内のランニングコストを計算のうえ、算出すること)

④Web通知システム導入時費用

番号	項目	記載すべき事項
14	Web通知システム初回セットアップ費用	Web通知システム導入に係る費用を算出。 (LGWAN 接続費用、導入費、セットアップ費用等)
15	Web通知システムアカウント登録費用	Web通知システムアカウント登録に係る費用を算出。
16	システムその他費用	Web通知システム導入に関して、上記以外の費用が発生する場合の費用を算出。
17	Web通知システム導入時費用合計	上記14から16の合計費用を算出。

⑤Web通知システムランニング費用

番号	項目	記載すべき事項

18	Web 通知システムランニング合計費用	導入事業年度に発生するランニング費用（項目は⑦を参照し導入事業期間内のランニングコストを計算のうえ、算出すること）
----	---------------------	---

⑥上記①～⑤の総費用合計

番号	項目	記載すべき事項
19	本事業提案価格 (上記①～⑤の総費用合計)	本事業における総費用（提案価格）を算出。

⑦別途8年間合計のランニングコストを算出

番号	項目	記載すべき事項
【無線通信端末】		
20	通信回線費用 セットアップ費用	2,370台×96カ月（8年間分）
21	水道メーターへの制御（各種設定等）と無線通信端末への制御（各種アラーム設定等）費用	30件（月の発生頻度の想定値）×96カ月（8年間分）
22	毎月検針時における検針値の取得費用	2,370台×96カ月（8年間分）
23	随時検針時における検針値の取得費用	100件（月の発生頻度の想定値）×96カ月（8年間分）
24	アラーム通知時に発生する費用	50件（月の発生頻度の想定値）×96カ月（8年間分）
【自動検針システム】		
25	自動検針システム費用	4事業者（当町と工事会社3社での使用を想定）×96カ月（8年間分）
26	自動検針システムアカウント費用	4事業者（当町と工事会社3社での使用を想定）×96カ月（8年間分）
27	自動検針システムアカウント変更時と削除時に発生する費用	年3回分×8年間分
28	無線通信端末のデータ内容変更時・削除等に発生する費用	30件（月の発生頻度の想定値）×96カ月（8年間分）
29	料金システムに毎月検針データを連係、取込みする際に発生する費用	2,370台×96カ月（8年間分）
【Web 通知システム】		

30	Web 通知システム費用	2 事業者（当町 2 課での使用を想定）×96 カ月（8 年間分） なお、Web 通知の加入者数に応じた費用体系の場合は初年度に全戸の 3 割（800 件）が加入したと仮定し 8 年間分の費用を算出すること。
31	Web 通知システムアカウント費用	2 事業者（当町 2 課での使用を想定）×96 カ月（8 年間分）
32	Web 通知システムアカウント変更時と削除時に発生する費用	年 3 回分×8 年間分
33	利用者向けプッシュ通知	毎月 800 件（全戸の約 3 割）の Web 通知加入者に対し、それぞれ検針結果のお知らせ 1 回、料金確定のお知らせ 1 回、料金収納のお知らせ 1 回の合計 3 回（800 件×3 回×96 ヶ月（8 年））をプッシュ通知したと仮定し費用を算出すること。なお、メール通知も場合も同様の条件で費用を算出すること。
34	料金システムに毎月データを連係、取込みする際に発生する費用	8 年間で毎月 1 回 Web 通知システムと料金システムがデータ連係すると仮定し費用を算出すること。
	【その他】	
35	その他費用	上記項目にない費用が発生する場合は項目と費用を算出すること。
36	8 年間ランニングコストの合計費用	上記 20 から 35 の合計費用を算出。

9 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。

- (1) 仕様書、実施要領等に示された条件に適合しない場合。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない等の不備、もしくは虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

10 一次審査（参加表明書の評価）

参加表明書の受付の結果、応募が 5 社以上となった場合には、提案書の内容に基づき一次審査を行い、プレゼンテーションの前に 3 社程度に選定する場合がある。

なお、一次審査を実施する場合には、事務局である建設水道課で以下 11(3)の審査基準の一部項目（実績・実施体制・無線通信端末仕様・提案価格）を使用して事前に評価を行い、事業者を選定することとする。

1.1 企画提案選考（プレゼンテーション審査）

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーション審査を実施する。
 プロポーザルの評価項目は以下（3）に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

（1）プレゼンテーション審査

応募者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。プレゼンテーションは、審査基準に基づき、企画提案書などの書類と照らし合わせながら、システム操作方法等が理解しやすく、簡単であるか等を審査し、評価点を算出する。

なお、プレゼンテーションは、資料のほか、当町が用意したスクリーンに映し説明を実施すること。

（2）プレゼンテーション実施概要

①実施日

令和7年12月1日（月）午前8時30分から午後5時15分までのうち順次開催。
 時間割詳細等は応募者に別途通知する。

②場所

平取町役場2階会議室

③使用機材

プロジェクター及びスクリーン、どちらも当町が準備する。

④時間配分

プレゼンテーションは30分間以内。質疑応答15分以内とする。

（3）審査基準

項目	詳細事項	評価内容	配点	評価
会社概要	会社概要	法人としての信頼性、倒産リスク	5	A～D
実績 (15点)	導入実績 (直近2年、 道内自治体)	A：5件以上 B：4件 C：3件 D：2件以下 ※貸出・試験導入などの実績は含めない。	5	A～D
	実施体制	当町及び工事会社との意思疎通を十分に図りながら、事業を円滑に遂行できる体制を有しているか。また、これまでに当町に対し事業の提案を行い、事業の推進に貢献をしているか	5	A～D
無線通信 端末 (15点)	機能	仕様書記載の機能を網羅しているか。 (10項目) A：10個 B：9個 C：8個 D：7個以下	5	A～D
	耐用性	温度や防塵防水性能など、耐久性は十分か (性能が高いほど評価)	5	A～D
	独自性	その他特筆すべき事項に独自性があるか	5	A～D
自動検針	機能	仕様書記載の機能を網羅しているか。	5	A～D

システム (15点)		(8項目) A: 8個 B: 7個 C: 6個 D: 5個以下		
	操作性	画面の見やすさ、操作など日常における使い勝手がいいものか	5	A~D
	利便性	現地での設置工事、水道利用者対応の際に携帯電話等でシステムの使用が出来ること、また施工の際に写真の取込み機能があるか	5	A~D
Web 通知 システム (15点)	機能	仕様書記載の機能を網羅しているか。 (16項目) A: 16個 B: 15個 C: 14個 D: 13個以下	5	A~D
	操作性	画面の見やすさ、操作など日常における使い勝手がいいものか	5	A~D
	利便性	将来を見据え、水道料金の支払い方法変更申込やクレジット払い等に対応できる機能を有しているか	5	A~D
導入・アフターサポート (10点)	導入・アフターフォロー	導入・アフター時にサポートを十分得られそうか。導入後にも本業務について様々な相談が出来、事業の推進に協力を得られそうか	10	A~D
プレゼンテーション (10点)	プレゼンテーションの内容	プレゼンテーションの内容のわかりやすさ、提案全体の独自性	10	A~D
提案価格 (20点)	事前に提出された見積書より事務局で算出		20	A~D

○配点基準

配点	A	B	C	D
5点	5	4	3	1
10点	10	8	6	2
20点	20	16	12	4

(4) 受託業者選定・その他

①受託業者の選定

受託業者は、書類審査及びプレゼンテーション審査の評価点の合計点が最も高い者とする。最終選考結果通知・最終選考結果は、選考された会社名称及び合計点数を各社宛に文書で通知する。

②その他

応募者が1社の場合であっても審査を実施するものとし、その場合、総合的に評価し交渉権者として認めない場合もある。

1 2 契約

- (1) 当町と優先交渉権者は契約の交渉を行い、双方が合意した場合に事業契約を締結する。
- (2) 提案書に記載された事項は、仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本事業の目的を達成するために修正すべき事項があると当町が判断した場合には、双方の協議により項目の追加、変更もしくは削除または金額の変更を行うことが出来ることとする。
- (3) 契約の決定後に、提案書に記載された事項が履行できなかった場合は、契約金額の減額または損害賠償請求等を行うものとする。

1 3 その他事項

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過内容や結果内容への問い合わせには応じないこととする。
- (3) 本事業へ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 上記のほか、当町から当該事業の遂行に関する書類の提出を求められた場合、応募者は速やかに書類の提出に応じること。
- (5) 本要領に定めのない事項または疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (6) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は、認めないものとする。